

公立図書館における書籍の貸出が 売上に与える影響について

【要旨】

我が国の著作権制度上、公立図書館において、非営利・無料で書籍類の貸出は、権利制限規定により著作権者の許可なくして行うことができる。しかし、図書館における書籍の貸出は売上を減少させるものであるとして、一部の諸外国において制度化されている、図書館が貸出を行う代わりに著作権者に報酬請求権を認める、いわゆる「公共貸与権」の導入を求める要望が著作権者側から挙がり、1990年代末から同制度の導入の是非を巡り議論が交わされたが、統計的な分析にまで議論が及んだものはなかった。

本論文は、計量経済学に基づく統計的分析手法を用いて、図書館における書籍の貸出が書籍の売上に与える影響を明らかにすることを目的とする。分析の結果、むしろ図書館における書籍の貸出によって、売上が総計としては増加していることが分かり、貸出が売上を減少させているという主張は正確ではないことを示した。

2012年2月

政策研究大学院大学知財プログラム

MJI11004 中瀬 大樹

目次

1. はじめに	1
2. 先行研究と本研究の位置づけ	2
3. 公立図書館における貸出を巡る問題	3
3-1. 制度の概要	3
3-1-1. 貸与権	4
3-1-2. 貸与権の制限	4
3-1-3. 映画の著作物の貸出	5
3-1-4. 図書館の無料原則	6
3-2. 我が国における公貸権制度に関する議論	6
3-3. 諸外国の公貸権制度	9
4. モデルによる分析	10
4-1. 理論モデルによる考察	10
4-2. 検証する仮説	11
5. 実証分析	12
5-1. 分析方法	12
5-1-1. 使用するデータ	13
5-1-2. 推定式の設定	13
5-2. 分析結果	15
5-3. 分析結果の解釈	18
6. 提言	18
7. 今後の課題	19

1. はじめに

我が国において、図書館は、図書館法第2条第1項に規定するとおり、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること」を目的として運営されている。

公共図書館における書籍の貸出は無料で行われているが、これは、我が国の著作権制度において、非営利・無料での貸与は、著作者の許諾なくして行うことができる規定によるものである。著作物を貸与する権利は著作者が専有している（著作権法（以下「法」という。）第26条の3等）。著作権の認められる著作物は、原則、著作者の許可なくして貸与を行うことはできないが、法第38条第4項の規定に基づき、「営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合」には、公衆への提供が認められており、図書館における書籍の貸出はこれにより行われている。図書館は、図書館法第2条に規定するとおり、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること」を目的として運営されている。

このような現行の制度に対して、図書館による無料の貸出は著作者に経済的損失を与えるものであるから、著作者に対して補償を行うこととする、いわゆる「公共貸与権（以下「公貸権」という。）」を認めるべきであるという主張が、出版不況の叫ばれるようになった1990年代後半より主に著作者の側からなされるようになった。このような要望を踏まえ、文部科学省の文化審議会著作権分科会（当時）においても議論が行われた結果、将来法制化を行うという方向性が示されるに至っている¹。本来こうした議論は、著作者側が主張するように図書館による貸出が本の売上に負の影響を与えているのか、若しくは売上へどのような影響をあたえているのかが議論の争点であるべきであるが、分科会を含むこれまでの議論では、定量的な根拠が提示されないままである。

本研究では、図書館による書籍の貸出が売上に与えている影響について、実証的な評価を行うことを目的とする。分析では、説明変数となる図書館における書籍の貸出数の内生性の問題を考慮し、二段階最小二乗推定法を用いて推定を行う。分析の結果、図書館における書籍の貸出は、売上に対して負の影響を与えておらず、むしろ、正の影響を与えていることが明らかになった。

本稿の構成は、次章で、本研究と関連した先行研究を紹介する。第3章では、公立図書館を巡る問題として、現行の制度並びに公貸権制度及びこの制度の導入に関する内外の議論について概観する。第4章では、書籍の貸出が売上に与える影響について理論モデルを示して考察し、第5章では、統計データを用いて計量経済学的手法を用いて実証分析する。第6章では、結論として、第5章で導き出された分析結果をもとに、図書館が書籍の売上

¹ただし、権利者側・図書館側の当事者間の調整に委ねられたまま、2011年末時点までに制度改正は行われていない。

に悪影響を与えているという主張の妥当性を検証し、公立図書館における貸出を巡る議論の方向性について提言を行う。最後に、第7章では、今後の課題について示す。

2. 先行研究と本研究の位置づけ

Cullis& West(1977)は、書籍の供給の最適状態を考察したが、個人的に本を読むという行為と、図書館で不特定多数の人間が本を読むという行為とで対照比較を行うことは困難であるために、著作者が図書館の存在によって、書籍の売上収入に損害を被っていることを断定することはできないと分析している²。

我が国では、1990年代末から公貸権制度の導入の是非を巡る議論が活発化したことを反映して、著作者側の「図書館の書籍類の貸出によって書籍類の売上が減少している」という主張を検証しようとする論考が主に図書館関係者の立場からなされている。

常世田(2003)³は、1970年代からの書籍の図書館における総貸出点数と書籍の総販売点数の推移を示し、書店と図書館が競合するのであれば、書店が既に存在していた自治体に図書館が増加した時期である1970年代の書籍の販売点数は1990年代よりも大幅に少ないはずであるが、実際はより多くの販売点数(高い増加率)を示していたことから、逆に1990年代以降の図書の貸出増加が書店での販売を減少させた(阻害した)要因だと考えるのは無理がある、と主張している。また、自身が館長を勤める浦安市立図書館の貸出実績から、全体の貸出件数のうち、貸し出された書籍が発刊から1年以内に図書館に受け入れられたものである割合は16%に過ぎず、実際には1年以上前に発刊された書籍が多く借りられている実態を示したうえで、「むしろ近年の売り上げ不振の主たる原因は、バブル期以降も増えつづける出版点数を市民が買い支えられなくなっているからではないか」と推測している。さらに、同図書館で利用者アンケートを実施し、「(図書館が存在しないとして)いま図書館で借りている本を購入しなければならなくなった場合、どの程度購入できるか」との問いに対して、平均で16.8%(しか購入できない)との回答であったことから、図書館の書籍の貸出が「新刊」の売上を阻害する割合である「阻害率」は、書籍の総販売点数の0.74%⁴に過ぎず、「図書館の貸出がストレートに書籍の売上げを阻害しているとは、とてもいえない」と結論付けている。

根本(2004)⁵は、公共図書館でのベストセラーの貸与状況について分析を行い、比較的人口の多い126の自治体における2001年度の図書館の貸出実績と同年のベストセラーのリストを対照比較して、図書館での貸出上位の書籍100冊のうち、ベストセラー上位20位までの書籍は9冊しか含まれていないことを示し、図書館での需要構造は市場の需要構造と

²Cullis& West(1977)

³常世田(2003)173-182

⁴「新刊」を発刊後6カ月以内の書籍と定義し、2000年の書籍の総貸出点数4億2600万点に、それが新刊である割合の8%を乗じ、さらに上掲の16.8%を乗じた約570万点は、同年の書籍の総販売点数7億7000万点の0.74%であると算出している。

⁵根本(2004)11-34

一致していないと主張している。また、同氏は、ベストセラーを除く書籍について、図書館と出版流通が相乗的に読者を生み出している可能性を指摘し、その理由として、①貸出頻度がベストセラーより相当程度低いこと、②例えばある書籍 5,000 部分の購入者は最初から特定されており（マーケティングの如何に関わらず必ず購入する者が存在しており、購入意思はベストセラーよりも強いと考えられる）、図書館はそのような購入者から購入意思を奪うほど優れたサービスを提供していない（借りても二週間程度で返却しなければならない）こと、③図書館は売れ筋でない本に遭遇する場を提供することで新たな読者を開拓していること、の三点を挙げ、図書館は出版流通におけるマーケティングの相補的な存在であり、図書館が市場を活性化させる役割を果たしうる存在であると主張している。

松岡（2010）⁶は、住民一人当たりの貸出点数が多い（貸出密度が高い）図書館のある地域の書店数及びその売上額を比較することにより、図書館サービスの影響を分析し、貸出点数の多い都市における書籍の販売額の減少幅は、全国の販売額の減少幅よりも小さかったことから、図書館における書籍の貸出点数と書籍（雑誌を含む）の販売点数とは、相関関係がないのではないかと主張している。

このように、図書館による貸出行為と書店における書籍の売上との関係を考察した論説は存在するが、これらについて更に統計的・実証的な分析は見当たらない⁷。

したがって、本研究では、公立図書館における書籍の貸出が売上に与える影響について実証分析を行うことにより、公貸権制度に関する定量的な議論のための材料を提供するとともに、かかる観点から同制度のあり方について論ずることを目的とする。

3. 公立図書館における貸出を巡る問題

公立図書館における貸出を巡る議論として、国内外の状況について概観する。

3-1. 制度の概要

まず、我が国における現状として、図書館における貸出に関連する制度について簡単に俯瞰する。

⁶松岡（2010-1）もともと、松岡は、「このデータのみでは図書館サービスの進展が地元書店の経営にどの程度影響をもたらしているか、はっきりしない」とも付言している。同じ著者の分析として、松岡（2010-2）も参照。

⁷図書館の貸出点数と売上の関係に言及したものではないが、インターネット上にアップロードされたアニメの私的コピーが売上に与える影響を論じたものとして、田中(2011)がある。これは、インターネット上の配信である YouTube と Winny が、DVD 売上とビデオレンタル収入を減少させているかを実証的に検証し、その結果、全体として、私的コピーによる著作権者の収益減少は限定的であり、YouTube の場合著作権者の収入を増やすこともあると分析している。その理由として、①購入意思を持っている層は、私的コピーがあってもなくても DVD を買う(私的コピーと DVD は代替関係にはない)こと、②私的コピーをインターネットで(無償で)視聴可能とすることで宣伝効果(購買意欲)が生じていること、の 2 点をあげている。

3-1-1. 貸与権

(貸与権)

第二十六条の三 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

貸与権は、1984年の著作権法改正の際に、新たに設けられた権利である⁸。改正の背景としては、貸レコード業の急速な普及が大きな理由として挙げられる。当時、映画の著作物については流通をコントロールするための頒布権が認められ、映画の著作物の複製物を公衆に貸与することについても、この頒布権が及ぶこととなっていた。しかし、貸レコード業の出現・普及に伴い、レコード等の著作物が公衆へ貸与されることが、有力な利用態様となりつつあり、著作物の複製物の貸与により得られる経済的利益に著作者が関与できないことは、社会的不公平感を生み出すものとなっていることから、新たに貸与権が認められた。

貸与権の対象となるのは、既に頒布権の認められていた映画の著作物以外の著作物の複製物一般となる。したがって、貸レコードの他にも貸本や、貸パソコンソフトにも権利が及ぶこととなった⁹。

権利の及ぶ行為は、複製物の公衆への貸与行為であるが、複製とは、「いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含む（法第2条第8項）」と定義され、一般的に理解されている貸与行為よりも、広義のものとなっている¹⁰。

3-1-2. 貸与権の制限

一方で、貸与権の制限として、新たに法第38条第3項（1984年の改正時。現第38条第4項）が創設された。

⁸なお、この改正に先だって、暫定的措置として、議員立法により、「商業用レコードの公衆への貸与に関する暫定措置法」が1983年に成立している。

⁹ただし、経過措置として、書籍又は雑誌の貸与については、当分の間、貸与権は及ばないこととされた（附則第4条の2。本条は2005年に廃止された。）。

¹⁰木村（1985）「返品自由代金分割払方法をとって、一回の支払代金をレンタル料相当のものとし、返品すれば後の分の代金支払は不要というものがあったが、このように一般の貸与と実質的に変わりがない行為は、この法律でいう貸与行為に含まれる。」

(営利を目的としない上演等)

第三十八条

4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

これは、貸与権が創設された結果として、原則として公共図書館などの公共施設における書籍類の貸出に対しても権利が及ぶこととなったが、これらの公共施設においては、従前より図書類の貸出が行われている実情や、また、地域住民の生涯学習の振興という観点を考慮して、このような公的サービスが円滑に行われるようにすることを求められたことによる。なお、この場合の「営利」とは、「その貸与行為自体から直接的に利益を得る場合又はその貸与行為が間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するものと認められる場合」と考えられている¹¹。具体的には、会員制を採って、会費という名目でレンタル料相当額を徴収するような場合は、「営利」に当たる。

3-1-3. 映画の著作物の貸出

ちなみに、映画の著作物の貸出については、別に制度が設けられている。映画の著作物には、他の著作物と異なり、「頒布権」が認められている（法第26条）。これは、当時の映画業界の慣行として映画館に映画会社が上映用フィルムの配給を行っていたが、その際に、フィルムの転売や貸借行為を制限することが映画業界により要請されたことによるものである。具体的には、これにより、映画会社は自社の映画作品をどの映画館で、どれだけの期間上映させるのかをコントロールすることが可能になっている。頒布権により、従前より、公共図書館などの公共施設において非営利・無料で貸与を行っても、権利が及ぶことになっていた。しかし、ビデオソフトのように容易に使用できる映像媒体が普及し、貸出の需要が増加すると、一般に流通することを前提として製造され、価格も設定されたビデオソフトに対応するために新たな枠組を設定することが求められた。その結果、図書館など公共施設において、多様な映像資料を円滑に利用できるようにするため、第38条第5項の規定により、頒布権を制限するとともに、他方では権利者の経済的利益を補償する措置を講ずることとされた。すなわち、映画の著作物を貸与する場合には、相当な額の補償金を権利者に支払わなければならない。「相当な額の補償金」とは、利用に見合ったある程度の額、すなわち、通常の使用料にある程度近い額と考えられているが、実際には貸与を行う主体と権利者との間の協議によって決定されている。

¹¹作花(2010)369

3-1-4. 図書館の無料原則

図書館における貸出に関連する制度としては、著作権法のほかに図書館法が存在する。

無料の公共図書館は、19世紀のイギリスとアメリカでそれぞれ発生した。背景としては、イギリスでは図書館による労働者層の道徳の向上と、社会秩序の維持がその目的とされ、アメリカでは無償教育と同様に、社会的義務や実生活上の義務を積極的に果たし、的確な判断を行うことのできる、民主主義社会の市民の育成がその目的とされた¹²。これらの目的のためには従前までも存在した会員制図書館に対して、無料で利用できる図書館が要請された。

無料原則は、1994年のユネスコ公共図書館宣言においても、「公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。」と掲げられている。

我が国では、1951年まで図書館の利用は有料制であった。通例入館料が取られ、書籍類の貸出についても料金が徴収されていた。しかし、GHQの指導のもと、図書館法が1950年に制定され、無料原則を掲げる同法第17条が翌年4月より施行され¹³、同条に基づいて、公立図書館は無料公開制度の下で運営されている。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

3-2. 我が国における公貸権制度に関する議論

公立図書館の貸出行為に対する補償に関する代表的な議論である公貸権制度について、我が国において、どのような議論がなされてきたかを確認するため、政府の文化審議会における議論を中心に経緯を整理する。

前述したように、我が国では1990年代末から、公貸権の導入に関する議論が起こったが、その背景には出版業界の不況がある。

雑誌及び書籍の販売額の推移を図1¹⁴に示す。雑誌及び書籍の販売額の合計は1997年から、書籍のみの販売額も1998年からほぼ毎年減少している。書籍の販売額は、1997年のピーク時には約1兆1062億円を数えたが、2009年には約9138億円にまで減少している。

¹²川崎 (2009)無料原則に対する有料制論の主張とさらにそれに対する無料制論の主張についても詳しい。

¹³前田 (2000)

¹⁴出典：『出版年鑑』出版ニュース社

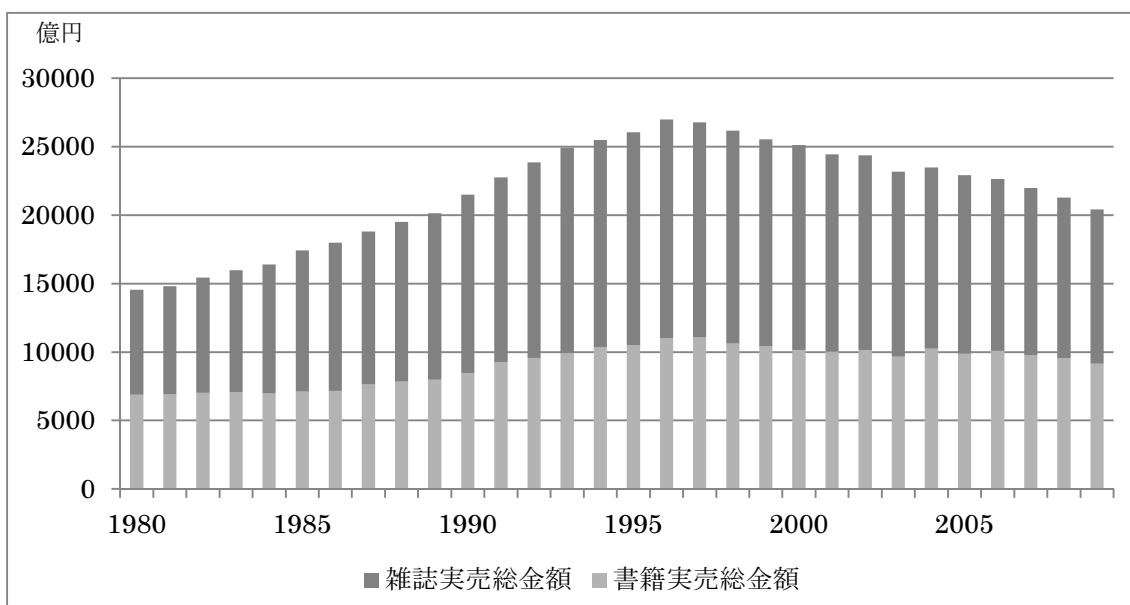


図1 雑誌及び書籍の販売額の推移

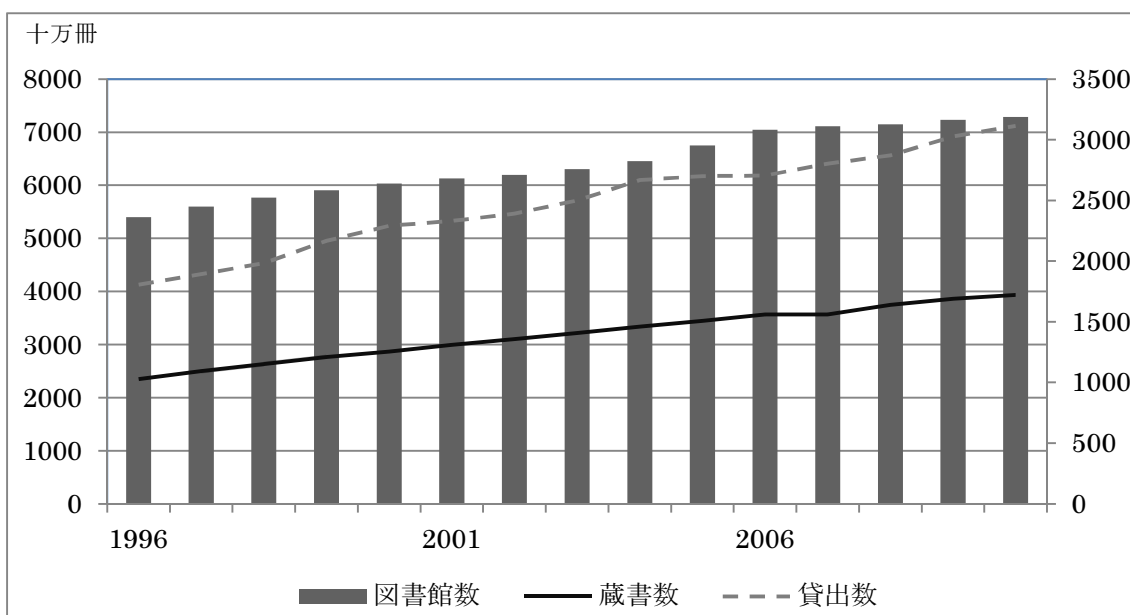


図2 公共図書館の経年変化

公共図書館に関するデータとして、全国の図書館数、蔵書数及び貸出冊数（個人貸出冊数）の推移を図2¹⁵に示す。1996年には約2,400であった図書館数が、2010年には約3,200と1.3倍に増加した。また、蔵書数はこの15年間で、約1.7倍（2.3億冊→3.9億冊）に、貸出冊数も約1.7倍（4.1億冊→7.1億冊）に増加した。

¹⁵出典：『日本の図書館 統計と名簿』日本図書館協会

このように、出版物の売上が減少する一方で図書館の貸出冊数は増大していく状況の中で、図書館は無料貸本屋ではないかという主張が上がるようになった。特に、問題視されたのは、図書館がベストセラーを重点的に購入し、貸与しているというものだった¹⁶。

政府はこのような主張を受けて、2001年に、「文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」を設置し、図書館における著作物等の利用について、議論を行った。ここでも、著作者側からは、図書館の貸出に関する補償金の導入についての要望が挙げられたが、同時に、図書館による貸出行為が具体的にどれだけ売上に影響を与えているのかが不明確であることが、論点として挙げられた¹⁷。

同ワーキング・グループでの議論を踏まえ、同年の「文化審議会著作権分科会審議経過の概要」では、「図書館資料の貸出について補償金を課すこと」として、「図書館の増加、図書館における貸出数の増加等により、本の購入が図書館からの貸出により代替される傾向が強まっており、著作権者の利益に対する損害が大きくなっていること」を理由として補償金制度の導入を要望する意見と、「図書館は幅広い読者層の形成に努め、書籍等の展示効果により購買意欲を促進し、専門的で少部数しか発行されない資料の購入を支える等の役割も果たしており、図書館資料の貸出が直ちに著作権者に不当な損害を与えているとは言えず、図書館からの貸出が利用者の本の購入を阻害しているということは、まだ立証されていない」という意見の両論を併記し、図書館側と著作者側との当事者間の協議にゆだねられた¹⁸。

これを踏まえ、翌2002年より当事者間での協議が行われた結果、「図書館側からは、補償金制度導入の可能性について反対はなかったが、権利者団体側において、実現・運用可能な補償金制度の具体的内容を検討した後、両者間の協議を行うことで、両者の意見が一致した。(法改正の具体的な内容に係る検討は、その後に行う。)¹⁹」として、事務局からは、「第38条第5項に規定されている非営利・無料の貸出に係る補償金の対象を「書籍等」に拡大すること」が、「法改正を行う方向とすべきと考えられるもの」として示された²⁰。

そして、2003年の「文化審議会著作権分科会審議経過報告」では、「法改正を行う方向とすべき事項」に「図書館資料の貸出について補償金を課すこと」として、「著作権法第38条第5項に規定されているような非営利・無料の貸与に係る補償金制度の対象を将来「書

¹⁶代表的な批判の一つとして、三田(2003)。

¹⁷文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ(第2回)議事要旨(2001)文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/005/010401.htm (参照2012.2.1)

¹⁸『文化審議会著作権分科会審議経過の概要』(2001)文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/011201.htm (参照2012.2.1)

¹⁹文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第4回)資料3『「教育」「図書館」関係の権利制限見直しの概要』(2002)文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/020902b.htm (参照2012.2.1)

²⁰文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第4回)資料4『「教育」「図書館」に係る権利制限の見直しについて(案)』(2002)文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/020902c.pdf (参照2012.2.1)

籍等」に拡大することによって対応するという方向性そのものに関しては、法制問題小委員会においては基本的に反対はなかった。しかし、権利者側・図書館側双方に、具体的な補償金制度等の在り方について協力して検討したいという意向があることから、当面その検討を見守ることとし、その結論が得られた段階で、必要な法改正の内容を具体的に定めることが適当である」旨が明記された²¹。

しかし、これ以後、公貸権の検討は進んでおらず、現在に至るまでこの部分に関して制度改正はなされていない。南(2005)は、導入の動きが停滞した理由を、2003年に日本書籍出版協会と日本図書館協会が実施した「公共図書館貸出実態調査²²」の結果、図書館の貸出が複本の大量貸出状態にないという理解がなされたためであると考察している²³。

3-3. 諸外国の公貸権制度

既に公貸権制度が導入されている諸外国の状況について概観する。

公貸権制度は、1942年(実施は1946年)にデンマークで初めて導入されたのを皮切りに、主に欧州を中心に導入が進み、現在29カ国が導入している²⁴。

欧州諸国で導入が進んでいる背景には、1992年の欧州評議会指令の存在がある。この指令により、EU諸国では、非営利の貸出に対して及ぶ権利である「貸出権」か、貸出に対する補償金制度を国内法により定めることを義務付けられている²⁵。ただし、具体的な内容は各国の裁量の余地が認められているため、公貸権制度を著作権法の中で定める国(ドイツ、オランダ等)もあれば、別途、個別法を立法し、定める国もある(イギリス、フランス等)。また、対象とする著作物も、全ての著作物(ドイツ等)、書籍(フランス等)、自国語の書籍(アイスランド等)等様々であり、補償金の用途も、年金や社会保障基金に利用されている場合もある(ドイツ)²⁶。根本(2004)は、各国の公貸権制度をその性格別に三類型に分類しているが、純粹に個人著作者に対する補償とされているのは英国のみであり、むしろ、出版文化を支援するための文化政策として導入している国が大半である²⁷。

ちなみに、米国でも1980年代にかけて公貸権制度を導入しようとする動きがあったものの、売上の損失に関する証拠が不十分であったこと、補償金を得られたとしてもたいして大きな額は見込めないことから著作者側の関心もさほど高くなかったこと等の理由から、

²¹ 『文化審議会著作権分科会審議経過報告』(2003)文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102b.htm (参照 2012.2.1)

²² 『公共図書館貸出実態調査 2003』(2004)日本図書館協会・日本書籍出版協会
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/kasidasi.pdf> (参照 2012.2.1)

²³ 南(2005-2)

²⁴ PLR International 調べ <http://www.plrinternational.com/established/established.htm> (参照 2012.2.1)

²⁵ 『「貸出権及び貸与権並びに知的所有権分野における著作権に関する権利に関する1992年11月19日のヨーロッパ評議会指令』 http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/rental-right/rental-right_en.htm (参照 2012.2.1)

²⁶ 詳しくは、南(2002、2004、2005-1、2005-2)を参照。

²⁷ 根本(2004)41-43

導入には至らなかった²⁸。

なお、公貸権制度については、「公的教育文化施設の社会における役割や書籍市場の実情の相違など各々の国の社会的実情を看過して論じるべきものではない。²⁹」という指摘もあるが、本研究では、経済学的な観点から補償金制度としての公貸権制度を考察するため、文化政策の観点からの検討は行わない。

4. モデルによる分析

図書館における書籍の貸出と売上の関係を、理論モデルから考察し、本分析で検証すべき仮説について、検討する。

4-1. 理論モデルによる考察

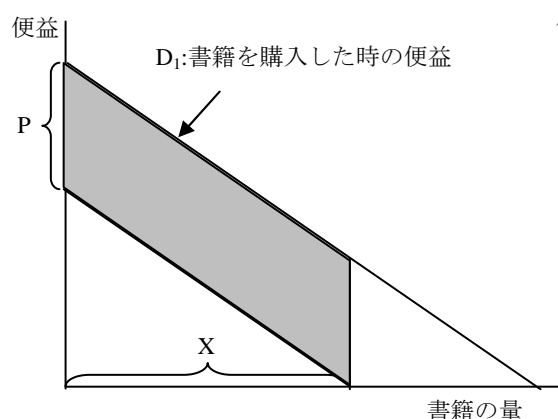


図3 図書館が存在しない場合

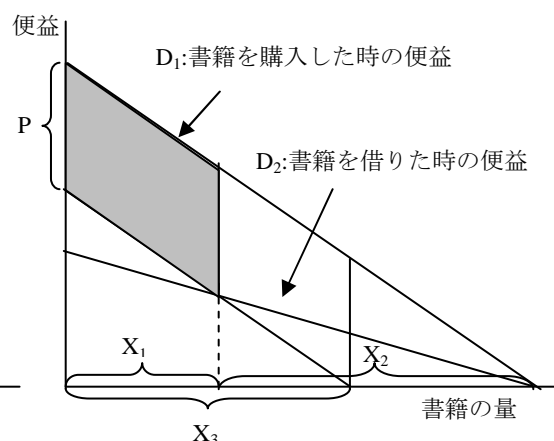


図4 図書館が存在する場合

まず、図書館が存在しない状態を仮定し、図3に示した。書籍に対する需要曲線を D_1 とする。ここで、書籍の価格を P とすると、書籍は、購入した時の便益が費用を上回る X の分、購入されることとなり、書籍の購入者のみが読者となると単純化した場合、読者は、 X だけ存在することとなる。この時、書籍の売上額は灰色の平行四辺形の部分に相当する。

次に、図3の状態に加えて図書館が存在する状態を図4に示した。この場合、図書館で書籍を借りることに対する需要曲線を D_2 とする。図書館で書籍を借りることは、長くても数週間程度の限られた期間に中古本を一時的に占有するに過ぎないので、同じ者にとって、購入した場合よりも便益は下回ることが一般的である。ここで、書籍は、書籍の価格分を差し引いた購入時の便益が借りた時の便益を上回る X_1 の分、購入されることとなる。また、書籍の価格分を差し引いた購入時の便益が借りた時の便益を上回る X_2 の分、書籍は借りら

²⁸LeComte (2009)を参照。

²⁹作花(2010)853-854

れることとなる。この時、書籍の購入量は X_3 から X_1 まで減少し、売上も図4の灰色の平行四辺形に相当する部分まで減少する³⁰。図4と図3の売上の差分が、著作者側の「図書館の貸出による売上の減少分」ということになる。なお、書籍を無料で借りられることにより、新たに獲得された読者分 $(X_1 + X_2) - X_3$ の便益が増大しているが、ここでは書籍の貸出と売上の関係に着目するため、割愛する。

ここで注意したいのは、図書館が存在することにより著作者側が利益を上げられる可能性についてである。図書館が存在していなかったとしても書籍を購入しなかった $(X_1 + X_2) - X_3$ の分、新たに読者が増えたことになる。そして、図書館がなければ読者となることはなかった集団に宣伝効果をもたらし、購入意思を増大させることが考えられる。また、図書館によって、初めてその書籍の存在を知り、購入意思を持つ者も現れることから需要量は増加する。その結果として、図4は図5のように変化すると想定される。

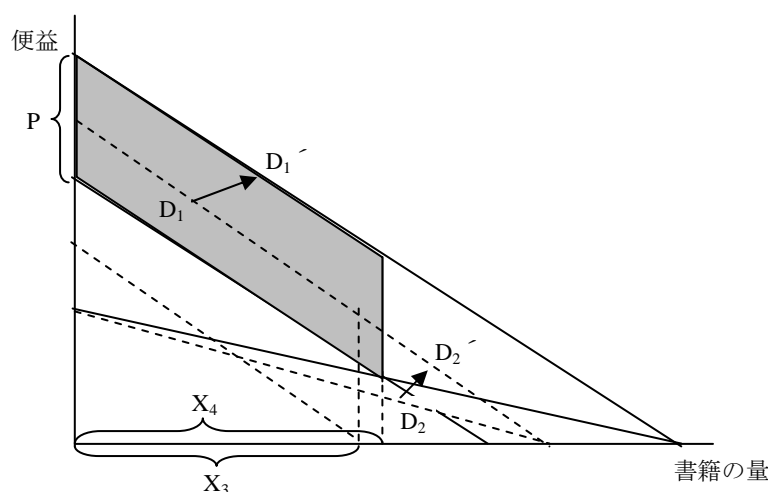


図5 図書館の宣伝効果を加味した場合

需要曲線が、 D_1 から D_1' へシフトしたことにより、 X_4 の分、購入される。 $X_4 > X_3$ であり、したがって、図書館の存在により図書館が存在しない場合よりも、売上は増加し、また、図書館で書籍を読む人も増加する。宣伝効果は図書館が存在する限り継続することから、引き続き需要量は増加し続けることになる。

このモデルを踏まえると、書籍の購入量、すなわち売上は、 D_1 及び D_2 の分布によって増減するが、図書館による貸出の効果として、需要量は増加する可能性がある。

4-2. 検証する仮説

公立図書館における書籍の貸出を巡る議論は、図書館が書籍を貸し出すことにより、売上が減少しているという主張を中心としたものであった。したがって、「図書館による書籍

³⁰実際には、図書館が書籍を購入するため、売上はこれに加えて更に図書館の購入分が存在するが、ここでは考慮しない。

の貸出によって、売上が有意に減少しているか」を検証する。

図書館における書籍の貸出によって、売上が増減する主な原因として、想定されるものを表1に示した。

表1 売上が増減する理由

売上が増加する理由	売上が減少する理由
①借りた本の著者の、別の本に興味を抱く。 ②読書全般への意欲が増加する。 ③借りた本の評判を聞いた第三者が興味を抱く。	④買おうとしていた本を読むことができたため購買意欲を失う。 ⑤借りた本の評判を聞いた第三者が興味を失う。

①、②は、本を借りた本人に対する影響という点では同じであるが、②はより長期的で広範な効果をもたらすものと考えられる。③は、第三者への宣伝効果である。評判を聞いて興味を失う可能性も否定できないことから、⑤も考えられる。④は、著作者側が最も危惧する点であり、我が国に公貸権制度を導入する理由として強く主張される場所である。売上を増加させる効果の方が減少させる効果よりも強く出た場合には、前掲図5のように、全体としての売上は増加することになる。

なお、上記2で紹介したように、図書館がなくなった場合に、図書館で借りている本を買おうという者は2割に満たない(常世田)。また、根本も、数ヶ月間の予約待ちをした上にベストセラーを借りるような人々は購入意思をほとんど持たないとの推測もある(根本)。これらは、一般的な感覚から見ても妥当であろう。

以上を踏まえて考えると、④の理由による書籍の売上の減少幅は比較的小さく、一方で、①～③のような宣伝効果により、図書館による書籍の貸出によって売上は増加していることが仮説として考えられる。

5. 実証分析

公共図書館における書籍の貸出が、書籍の売上にいかなる影響をもたらしたのかについて、計量経済学の観点から検証を行う。分析は、

- (1)都道府県単位：2003年から2007年までの5年間の全国47都道府県のデータを対象
- (2)市町村単位：2005年から2007年までの3年間の関東1都6県の市町村のデータを対象の2段階で行った。なお、(2)は、①全市町村と②政令指定都市及び特別区を除いた市町村の2種類で行った。

5-1. 分析方法

まず、前述の仮説を実証するために用いたデータ及び分析方法について、説明する。

5-1-1. 使用するデータ

分析の対象とするデータについて説明する。

書籍の売上に関するデータは、日販経営相談経営相談センター編『書店経営ゼミナール』より、地方自治体別の書籍・雑誌実販売額に、全国の書籍・雑誌実販売額に占める書籍実販売額の割合を乗じて算出した。

図書館に関するデータは、日本図書館協会『日本の図書館 統計と名簿』の、地方自治体別の図書館数、蔵書数、個人貸出冊数、団体貸出冊数を使用した。なお、貸出冊数は、個人貸出冊数と団体貸出冊数の合計として算出した。

人口は、総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』、地方自治体の面積は、国土交通省『全国都道府県市区町村別面積調』のデータを使用した。

また、その他の説明変数に使用するデータとして、次のものを使用した。

- ①住民一人当たりの課税所得(出典：総務省『市町村税課税状況等調』)
- ②教育費(出典：総務省『家計調査』)
- ③地方自治体別の生産年齢人口比率(出典：『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』)
- ④就業者率(出典：総務省『国勢調査』)

これらを選定した理由は、それぞれ、個人の書籍の購入意思に対して、①所得があるか、②教育に費用を支出することにより熱心かどうかの影響を及ぼすと推測し、また、③生産年齢人口比率または④就業者率が高いほど、平日の日中に図書館を利用することが比較的困難であって、図書館で書籍を借りるよりは、書店で購入する傾向にあるのではないかと推測したためである。

5-1-2. 推定式の設定

$$\ln S_{it} = \beta_0 + \beta_1 \ln L_{it} + \beta_2 \ln x_{1it} + \dots + \beta_{K+1} \ln x_{Kit} + \sum_{i=1}^N \gamma_N aN_i + \sum_{t=1}^n \delta_n bn_t + \varepsilon_{it} \dots (1)$$

ここで S_{it} は、年間の地方自治体別の書籍の販売額を当該地方自治体の住民数で除したものである。

L_{it} は、年間の地方自治体別の図書館における書籍の貸出冊数を当該地方自治体の住民数で除したものである。同一地方自治体内に図書館が複数存在する場合は、合算した数値である。なお、図書館が存在しない地方自治体は、数値が0となり、対数をとれないため、すべての値に1を加えている。

書籍の貸出が、書籍の売上を増加させる影響を与えているのならば、係数 β_1 の符号は正

となることになる。したがって、この係数に着目して分析する。

また、書籍の売上は、景気変動の影響を受ける傾向にあることから年ダミー変数を加え、各県固有の数値化が困難な性質を取り除くために県ダミー変数を加える。

$x_{1it} \sim x_{Kit}$ は、その他の説明変数である。住民一人当たりの課税所得、教育費、生産年齢人口比率、就業率である。

aN_i は、県ダミー変数、 bn_t は、年ダミー変数であり、 ε_{it} は誤差項である。

ところで、書籍の売上は、様々な要因に影響を受けるが、データの制約上、こうした変数をすべて推定式に取り入れることは難しい。なおかつ、このような観測されない変数が説明変数と相関関係にある場合、説明変数は内生性を有し、その結果、除外変数バイアスの問題が生じる。すなわち、

回帰モデル

$$y_i = \alpha + \beta x_i + \mu_i \quad (i = 1, 2, \dots, n)$$

における説明変数 x_i が、誤差項 μ_i と相関し、内生性を有する場合、最小二乗推定量 $\widehat{\beta}$ は、 β の不偏推定量とはならない。例えば、仮に、最小二乗推定法(OLS)により、書籍の売上 $\ln S_{it}$ と図書館における貸出数 $\ln L_{it}$ との関係を示す係数 β_1 が正の値を示し、両者が正の相関関係にあることが判明したとしても、 $\widehat{\beta}_1 > \beta_1$ となるような正のバイアスが生じていた場合、正の相関関係にあることを断定できない。

また、見せかけの因果関係にも考慮しなければならない。上記の回帰モデルにおいて、 x_i 及び y_i に影響を与える変数 A_i が存在している場合、 x_i から y_i への因果関係はないにもかかわらず、 A_i によって、あたかも因果関係があるかのように観察される。これは、変数 A_i を除外して、 β を推定していることを意味するため、除外変数バイアスと同様の問題を生じることとなる。

これらの問題に対処するため、操作変数を使用した二段階最小二乗法(2SLS)を用いて分析した。

そこで、操作変数を含む回帰モデルを設定する。

$$\ln L_{it} = \pi_0 + \pi_1 \ln z_{1it} + \pi_2 \ln z_{2it} + \beta_2 \ln x_{1it} + \dots + \beta_K \ln x_{Kit} + v_{it} \cdot \dots (2)$$

z_1 は、地方自治体別の図書館の蔵書数を当該地方自治体の住民数で除したものである。同一自治体内に図書館が複数存在する場合は、合算した数値である。

z_2 は、各市町村における図書館数を当該市町村の面積で除したものである（100キロ平方メートル当たり）。 z_1 及び z_2 を操作変数として使用する。図書館の蔵書数が多く、また、アクセスが容易であれば、それほど貸出数が増加することが考えられるからである。この変

数は、市町村単位の場合のみ用いる。

v_{it} は、誤差項である。

回帰式(2)において、 $\ln L$ を操作変数 $\ln z_1$ 及び $\ln z_2$ 並びに外生変数 $\ln x_{1it} \sim \ln x_{Kit}$ に回帰させ、得られた予測値 $\widehat{\ln L_{it}}$ で回帰式(1)の $\ln L_{it}$ を置き換えて、(3)式として、 $\ln S_{it}$ を $\widehat{\ln L_{it}}$ に回帰する。

$$\ln S_{it} = \beta_0 + \beta_1 \widehat{\ln L_{it}} + \beta_2 \ln x_{1it} + \dots + \beta_{K+1} \ln x_{Kit} + \sum_{i=1}^N \gamma_N aN_i + \sum_{t=1}^n \delta_n bn_t + \varepsilon_{it} \dots (3)$$

以上の二段階最小二重法を用いて、 β_1 を推計した。

5-2. 分析結果

分析の結果は次のとおりである。

(1)都道府県単位での分析

使用したデータの基本統計量を表2に示し、推計結果を表3に示した。なお、推計結果には、二段階最小二乗法(2SLS)によるものの他、最小二乗推定法(OLS)によるものも併記した。市町村単位の場合も同様である。

表2 基本統計量(都道府県単位)

変数	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
ln(販売額/人)	235	8.53	0.10	8.17	8.90
ln(蔵書数/人)	235	1.09	0.24	0.60	1.81
ln(貸出数/人)	235	1.42	0.32	0.66	2.16
ln(課税所得/人)	235	14.96	0.11	14.79	15.31
ln(教育費/人)	235	9.41	0.26	8.51	10.21
ln(生産年齢人口比率)	235	4.16	0.04	4.08	4.26
ln(就業者率)	235	3.89	0.05	3.70	4.00

表3 推計結果(都道府県単位)

被説明変数 ln(販売額)	OLS			2SLS		
	係数		標準誤差	係数		標準誤差
ln(貸出数/人)	0.024		0.037	0.083		0.781
ln(課税所得/人)	0.045		0.208	0.131		1.172
ln(教育費/人)	0.013		0.012	0.012		0.014
ln(生産年齢人口比率)	-0.488		0.532	-0.479		0.549
ln(就業者率)	0.187		0.236	0.208		0.373

県ダミー	省略					
2003年ダミー	0.015		0.019	-0.028		0.018
2004年ダミー	0.090	***	0.016	0.047	***	0.015
2005年ダミー	0.049	***	0.009	0.010		0.035
2006年ダミー	0.042	***	0.007	(omitted)		
2007年ダミー	(omitted)			-0.043	**	0.019
定数項	8.970	**	3.815	7.578		19.550
補正 R2	0.9388			0.9379		
有意 F 値	0.0000			0.0000		
観測数	235			235		

注：***、**、*は、それぞれ 1%、5%、10%の水準で統計的に有意であることを示す。

(2)市町村単位の分析

続いて、より詳細な市町村単位での分析結果を参照する。①全市町村について、使用したデータの基本統計量を表 4 に示し、推計結果を表 5 に示した。また、②政令指定都市及び特別区を除く市町村について、推計結果のみを表 6 に示した。

表 4 基本統計量(全市町村)

変数	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
ln(販売額/人)	999	8.26	0.53	6.42	11.49
ln(蔵書数/人)	999	0.56	1.54	-5.07	4.05
ln(貸出数/人)	999	0.92	1.73	-5.07	3.40
ln(課税所得/人)	999	15.02	0.18	14.61	16.24
ln(教育費/人)	999	9.71	0.32	9.10	10.21
ln(生産年齢人口比率)	999	4.19	0.07	3.71	4.32
ln(就業者率)	999	3.90	0.13	2.15	4.83
ln(図書館密度)	999	1.41	1.20	0.00	4.59

表 5 推計結果(全市町村)

被説明変数 ln(販売額)	OLS			2SLS		
	係数		標準誤差	係数		標準誤差
ln(貸出数/人)	0.049	***	0.010	0.036	***	0.010
ln(課税所得/人)	1.472	***	0.129	1.493	***	0.129
ln(教育費/人)	0.051		0.189	0.050		0.189

ln(生産年齢人口比率)	-0.067		0.306	0.038		0.307
ln(就業者率)	0.176		0.114	0.156		0.114
茨城ダミー	0.328	***	0.091	0.066		0.043
栃木ダミー	0.300	**	0.124	0.036		0.036
群馬ダミー	0.310	**	0.129	(omitted)		
埼玉ダミー	-0.085		0.080	0.330	***	0.091
千葉ダミー	0.120	*	0.065	0.301	**	0.124
東京ダミー	0.047		0.058	0.315	**	0.129
神奈川ダミー	(omitted)			-0.078		0.080
2005年ダミー	0.067		0.043	0.117	*	0.065
2006年ダミー	0.037		0.036	0.056		0.058
2007年ダミー	(omitted)			(omitted)		
定数項	-14.946	***	2.501	-15.611	***	2.508
補正 R2			0.2794			0.2781
有意 F 値			0.0000			0.0000
観測数			999			999

注：***、**、*は、それぞれ1%、5%、10%の水準で統計的に有意であることを示す。

表6 推計結果(政令指定都市及び特別区を除く市町村)

被説明変数 ln(販売額)	OLS			2SLS		
	係数		標準誤差	係数		標準誤差
ln(貸出数/人)	0.060	***	0.009	0.046	***	0.009
ln(課税所得/人)	0.299	*	0.172	0.351	**	0.173
ln(教育費/人)	0.072		0.172	0.071		0.173
ln(生産年齢人口比率)	0.969	***	0.304	1.060	***	0.305
ln(就業者率)	0.068		0.105	0.048		0.105
茨城ダミー	0.123		0.115	0.174	**	0.085
栃木ダミー	0.127		0.120	0.129		0.116
群馬ダミー	-0.213	***	0.075	0.138		0.120
埼玉ダミー	0.031		0.060	-0.202	***	0.075
千葉ダミー	-0.051		0.058	0.030		0.060
東京ダミー	(omitted)			-0.040		0.058
神奈川ダミー	0.057		0.040	(omitted)		
2005年ダミー	0.029		0.033	0.028		0.039

2006年ダミー	(omitted)			(omitted)		
2007年ダミー	0.168	*	0.085	-0.028		0.033
定数項	-1.381		2.697	-2.413		2.705
補正 R2			0.1501			0.1478
有意 F 値			0.0000			0.0000
観測数			920			920

注：***、**、*は、それぞれ1%、5%、10%の水準で統計的に有意であることを示す。

5-3. 分析結果の解釈

都道府県単位の推計結果において、着目すべき貸出数の係数は有意に負とも、有意に正とも言えない数値であった。これは、都道府県単位の集計では大雑把過ぎて、各地域の貸出数と販売額の関係が詳細に観察できないことによると考えられる。

市町村単位の推計結果において、いずれの場合も、貸出数及び課税所得の係数について有意に正の数値であった。表5に示した推計結果(2SLS)の数値に基づけば、貸出数が1%増加すれば、販売額は約0.04%増加することになる。また、政令指定都市及び特別区を除く市町村では、生産年齢人口比率の係数が有意に正の数値であった。課税所得は当然の結果と考えられるが、貸出数が販売額に対して正の影響を与えていることが示されたということは、前述の仮説を踏まえるならば、貸出による売上の増加分が、売上の減少分を上回ったものと解釈できるだろう。

6. 提言

分析結果から、図書館による書籍の貸出は、売上に対して、正の影響を与えていることが実証された。この結果を踏まえれば、貸出を減少させるような行為は、却って売上を減少させることになるため、著作者にとっても不本意な結果をもたらすことになるだろう。

そもそも、政策によって損をした者に対して、損をした分を補うという意味での「補償」という観点からは、図書館の貸出に対する補償は不要ということになる。

ただし、注意が必要なのは、今回分析の対象としたものは、貸出及び売上の総計というマクロな観点からであり、個々の書籍に対しての分析まで及んではないということである。すなわち、総計では貸出増に伴い、売上増となるが、個々の書籍については貸出増により、売上減となる場合があることは否定できないということである。その場合、売上減となる書籍については補償の余地が残るところである。

図書館の貸出によって売上の増が見込まれる書籍は、図書館による宣伝効果の影響を最も受け易い、大部数が販売されていない書籍や、図書館が多数存在することによって発行部数が確保されているような書籍であると考えられる。前者はマイナーな文芸書の類、後者は専門書の類が該当すると考えられる。一方で、既に宣伝が十分であるなどして、常に

一定の購買層を有しているベストセラーについては、図書館による宣伝効果がそれほど発揮されず、売上減となっている可能性がある。

そこで、その場合の補償のあり方について提言する。図 6-1 から図 6-3 にそのイメージを示した。

図 6-1 は図書館が存在しないと仮定した場合の書籍 A と書籍 B の売上である。これが、図書館による貸出によって図 6-2 のように、書籍 A の売上は減少し、書籍 B の売上は増加すると仮定する。なお、ここで、A と B の売上の総計は、先の分析結果から増えている。このとき、書籍 A の減少分を補償するため、B の増加分から移転する。その結果、A は増減なしの状態となり、かつ、総計では増加しているため B には増加分が残る。つまり、権利者側または出版社側が基金を作り、図書館の貸出データを基に、図書館の貸出によって得られた追加的利益を、図書館の貸出によって不利益を被っている主体に移転するような仕組みを構築すればよい。補償金の配分に関する費用は考慮に入れていないが、図書館における貸出によって減少した売上を補うという観点からは、このような方法が適切である。

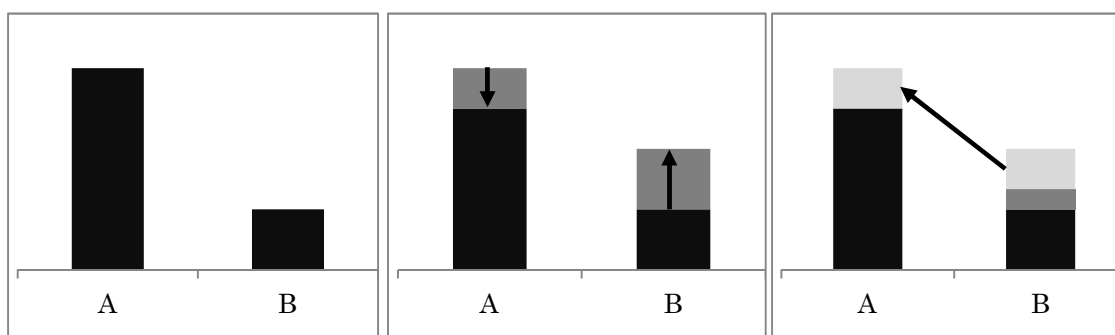


図 6-1 図書館が存在しない場合 図 6-2 図書館の貸出による増減 図 6-3 売上減少分の補償イメージ

ちなみに、受益者が損害を受けた者に対して補償に相当する行為を行うという点では、例えば高層建築物や送電線による電波障害に対して、建築主や電力会社の受信障害解消のための補償³¹が、類似の事例として挙げられるだろう。

7. 今後の課題

今後の課題についても挙げたい。本研究では、自治体単位での図書館の貸出数の総計と販売額の総計のデータを用いて分析を行った結果、販売額に対して貸出数は正の影響を有するという結論を得た。本分析では、データの入手の都合上、ジャンル別の分析や特定の書籍に着目した分析ができなかったため、総計のみでの分析となったが、より詳細な分析を行う余地がある。特に、書籍の特徴によってどのように売上が増減するのかを把握することは、前述のような補償を行うとした場合にも必須である。

³¹総務省の指導要領に基づき、実施している。

また、宣伝効果がどのように発揮されるかについても、より詳細な分析の余地のあるところである。仮説のところの説明したように、宣伝効果のうち、それほど時間を経たずに売上に直結するものと、売上として現れるために時間を必要とするものがある。短期的には売上の減少が観察されたとしても、中長期的には売上の増加が観察される場合もあるだろう。

いずれにしても、今後、図書館の貸出によって減少した売上の補償という形で補償金制度の導入を図るのであれば、これらの議論を踏まえる必要があるだろう。

謝辞

本研究にあたっては、岡本薫教授（主査）、北野泰樹助教授（副査）、塩澤一洋客員教授（副査）、安藤至大客員准教授（副査）をはじめ、本学知財プログラムの教員の皆様から多大なるご指導、ご助言を頂きました。ここに、厚く御礼を申し上げます。

参考文献

- 石田香 (2003) 「イギリスにおける公貸権制度導入までの経緯」『東京大学大学院教育学研究科紀要』 43、315-323
- 川崎良孝 (2009) 「英米における無料原則の由来と動向」 塩見昇・山口源治郎編『新図書館法と現代の図書館』 日本図書館協会、312-331
- 作花文雄 (2010) 『詳解著作権法 第4版』 ぎょうせい
- 木村豊 (1985) 「レンタル業界への規制の新設 - 著作者の貸与権の創設等一」『時の法令』1238、5-9
- 田中辰雄 (2011) 「ネット上の著作権保護強化は必要かーアニメ動画配信を事例として」 独立行政法人経済産業研究所
- 田中辰雄(2007) 「私的コピーは被害を与えているか: 動画のケース - ファイル交換 Winny と動画サイト YouTube の影響 - 」『組織科学』 41(1)、38 - 53
- 常世田良 (2003) 『浦安図書館にできること - 図書館アイデンティティ』 勁草書房
- 根本彰 (2004) 『続・情報基盤としての図書館』 勁草書房
- 前田章夫 (2000) 「無料原則を考える 図書館法第17条と公立図書館」『図書館界』 52(2)、63-65
- 前田章夫(2002) 「公共貸出権 (Public Lending Right)について」『図書館界』 54(2)、58-65
- 松岡要 (2010) 「書店の売上げと図書館」『2010年出版再販・流通白書 No.13』 出版流通改善協議会、148-154
- 松岡要 (2010) 「図書館は出版営業を妨げているか」『出版ニュース』 2010-8/中、11-15
- 三田誠広 (2003) 『図書館への私の提言』 勁草書房
- 南亮一 (2002) 「「公貸権」に関する考察 - 各国における制度の比較を中心に」『現代の図書館』 40(4)、215-231
- 南亮一 (2004) 「2003年フランス公共貸与権法」『外国の立法』 222、123 - 135
- 南亮一 (2005-1) 「フランスの書籍公貸権法(概要)」『出版ニュース』 2005.4 上、6-11
- 南亮一 (2005-2) 「公共貸与権をめぐる国際動向」『カレントウェアネス』 286、18-21
- 安井一徳 (2008) 「「無料貸本屋」論」 田村俊作・小川俊彦編『公共図書館の論点整理』 勁草書房、1-34
- BrigidBrophy (1983) “A Guide to Public Lending Right” Gower Publishing Company Limited
- J. G. Cullis& P. A. West (1977) “Economics of Public Lending Right” Scottish Journal of Political Economy 24(2)169-174
- Morris.R.J.B (1980) “The public lending right handbook” Rose
- Richard LeComte (2009) “Writers Blocked: The Debate over Public Lending Right in the United States during the 1980s” Libraries & the Cultural Record 44(4)396-417

Thomas Stave (1981) "Public Lending Right: A History of an Idea" *Library Trends* 29(4)569-582